

# 令和元年三好市教育委員会 11 月定例会議録

## (1) 開会及び閉会に関する事項

令和元年 11 月 25 日 (月)

教育委員会 1 階 中会議室

開会 午後 2 時 00 分

閉会 午後 3 時 00 分

## (2) 出席委員の氏名

教育長	竹内 明裕	委員	前川 順子
委員	大北 慶子	委員	植本 修子
委員	喜多 雅文	委員	深田 晃司

## (3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

### ▼出席職員

教育次長	篠原 伸幸
学校教育課長	宮内 一也
生涯学習・スポーツ振興課長	宮岡 浩司
文化財課長	山崎 陽子
教育指導主事	川人 正恭
学校教育課主幹	岡田 由紀
学校教育課主幹	山本 朱美
学校教育課主任	川人 育代

## (4) 傍聴人

▼傍聴人 0名

### ◆竹内教育長

ただいまの出席委員は 5 名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから令和元年三好市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。それでは報告事項に入ります。

## (5) 報告事項

### ◆竹内教育長

それでは、10月30日から本日までの主な事業を報告いたします。

10月26日にダルズ市に出発した姉妹都市交流親善団19名とともに、短期海外留学生2名が11月1日に無事帰国いたしました。留学も4年目になり、ダルズ市の受け入れ態勢もスムーズに進んだようで、かなり充実した経験が出来たようです、来月の報告会では、いろいろな話が聞けるとと思います。

11月8日に三好市PTA協議会、11月11日に三好市教職員組合から要望があり、教育長、教育次長、学校教育課長の3名が対応しました。施設・設備の内容から、教職員の働き方改革までさまざまな内容がありましたが、現状をお話し、優先順位をつけて取り組んでいることや、県教委に必要な要望は上げていくことなどの回答をし、ご理解をいただきました。

11月5日・6日、鳥取市で市町村教育委員会研究協議会が開催されました。教育委員さん他8名で参加いたしました。今回の議題は、コミュニティスクールについての内容が中心だったように思います。今後、県下すべての市町村での取り組みが進められていくような県の方針も出されておりますので、参考になる内容であったと思います。

11月14日、総合教育センターで市町村教委教育委員等研修会が開催されました。午前中は三好市及び上板町教委からの実践報告、午後からは文科省総合教育政策局の長谷浩之教員免許企画室長から「社会の変化と教師の育成、採用、研修」と題した講演がありました。長谷室長は、東みよし町三庄小学校の卒業ということでした。

11月は、市内各地で文化的行事が行われていますが、生涯学習課関係で、11月1日、市民文化祭行事でケロポンズを呼んで総合体育館でイベントが開かれました。市内各地の保育所・幼稚園から多数の園児が参加し、大変盛り上がりました。続いて、市民大学講座では、11月2日に社会学者「古市憲寿」さん、15日にJR四国取締役社長の「半井真司」さんによる興味深い話を聞くことができました。報告事項については以上です。

今後の行事予定におきましては、欄外記載のとおりになっております。次回の定例教育委員会につきましては、12月24日、火曜日、10時30分から予定しております。昼食をはさみ、午後1時より総合教育会議、その後ダルズへ短期留学しました中学生の報告会を開催したいと考えておりますが、委員の皆さんのご都合はいかがでしょうか。

その他、報告について質疑がありましたら、お願いいたします。

### ◆委員一同

ありません。

### ◆竹内教育長

続きまして、三好市議会12月定例会議に提出予定の報告訴えの提起について説明をお願い致します。

### ◆篠原教育次長

専決処分の報告を12月の市議会で行います、地方自治法第180条第1項の規定による専

決処分の報告でございます。具体的には専決といいますがと議会に報告する規定がございますので、それに基づきまして12月2日に提出する報告第18号において専決処分の報告をいたします。内容についてはお手元にお配りしております。

専決第21号専決処分書からでございます。6つの項目がありますが何れも内容としましては訴えの提起でございます。市が貸し付けを行った奨学貸付金について相手方から奨学金の納付がなく滞納が続くため訴えを提起したものであるということで、被告となる者の住所及び氏名、訴えの主旨、訴訟、遂行の方針につきましては記載のとおりでございます。

次のページも同様の案件でございます。被告となる者の住所及び氏名、訴えの主旨についてはそれぞれありますが、内容としては同じことですので省略をさせていただきます。いずれも訴訟案件で専決第27号まででございます。これを行ったという事を議会に専決の報告いたします。以上でございます。

◆竹内教育長

ただいまの報告について何かございませんか。

◆委員一同

ありません。

(6) 承認事項

令和元年三好市教育委員会10月定例会会議録の承認について

◆竹内教育長

続いて承認事項に移ります。「令和元年三好市教育委員会10月定例会会議事録の承認について」を議題といたします。事前に送付しております議事録について、訂正箇所はございませんか。

◆岡田主幹

訂正箇所はございません。お手元にお配りした通りです。定例会終了後に署名をお願いします。

◆竹内教育長

それでは、「令和元年三好市教育委員会10月定例会会議事録」については、承認いたします。

(7) 議案

第17号 令和元年三好市議会12月定例会議補正予算について

第18号 三好市奨学貸付規則の一部を改正する規則について

第19号 三好市奨学貸付償還金の滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示について

◆竹内教育長

続きまして議案に入ります。議案第17号「令和元年三好市議会12月定例会議補正予算について」を議題といたします。本議案は三好市議会の議決事案になりますので、非公開とし

たいと思いますがよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆竹内教育長

それでは非公開と致します。

《 非 公 開 》

◆竹内教育長

それでは非公開を解除します。

《 非 公 開 解 除 》

◆竹内教育長

続きまして議案第 18 号「三好市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。関係課より説明をお願いします。

◆川人主任

学校教育課の川人と申します。三好市奨学金貸与規則の一部改正についてご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。資料の左側が改正前の様式、資料の右側が改正後の様式となっています。

改正箇所は三好市奨学金貸与規則の様式第 3 号の誓約書、様式第 11 号の借用証書です。改正内容及び改正の理由と致しましては、誓約書、借用証書に、返還を怠った場合に期限の利益を喪失する旨の文言を加えることにより奨学金の滞納の発生時に貸付金全額の返還を可能にし、滞納者に対し速やかに法的措置を取れるようにするためです。

今までは返済期限の到来した貸付金に対する請求しかできなかったため、返済期限が到来していない貸付金について滞納が発生する可能性があったのですが、規則改正を行うことにより貸付金全額についての支払い督促訴訟等を行い、奨学金の滞納の早急な解決を図ることを目的としております。以上です。

◆竹内教育長

ただいま学校教育課から説明がありましたが何か質問はございませんか。

◆前川委員

滞納者が少し多いようですね。きちんと支払ってもらえるようにできればと思います。

◆竹内教育長

その他ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆竹内教育長

無いようですので、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

異議なしと認めます。よって議案第 18 号「三好市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 19 号「三好市奨学貸付償還金の滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。関係課より説明をお願いします。

◆川人主任

三好市奨学金貸付償還金の滞納整理事務取扱要綱の一部改正についてご説明させていただきます。先程の資料の 3 枚目をご確認ください。改正箇所は三好市奨学貸付償還金の滞納整理事務取扱要綱の様式第 3 号の納付誓約書になります。

改正の内容と改正理由につきましては、先程の貸与規則の一部改正と同じで、納付誓約書に返還を怠った場合に期限の利益を喪失する旨の文言を追加しております。以上になります。

◆竹内教育長

学校教育課より説明がありましたが質疑ございませんか。

◆前川委員

このような裁判にもっていくということは、裁判の費用もこちらとしてもかかるのではないのでしょうか。

◆宮内課長

はい。三好市の持ち出しになります。

◆前川委員

随分な費用が掛かりますよね。

◆宮内課長

その額と見合わせまして、放棄するかどうか今後額によって検討が必要になります。

◆前川委員

こちらとしての労力と費用もかかりますので、難しい問題になりますね。

◆竹内教育長

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆竹内教育長

異議なしと認めます。よって議案第 19 号「三好市奨学貸付償還金の滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示について」は原案の通り可決されました。

その他の報告に入る前に、追加案件として「令和元年度就学援助費対象者の認定について」報告を行いたいと思います。個別の交付対象者についての報告になりますので非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆竹内教育長

それではこれより非公開とします。事務局より説明をお願いします。

《 非 公 開 》

◆竹内教育長

質疑を打ち切ります。それでは非公開を解除いたします。

《 非 公 開 解 除 》

(8) その他

◆竹内教育長

それではその他の事項に入ります。まずは文化財課の方から連絡があります。「重要文化財（建造物）の指定について」をお願いします。

◆山崎課長

文化財課山崎です。お手元に報道提供資料をお配りしております。これは重要文化財、建造物の分野で指定についての報告ですが、新聞報道されておりますが令和元年10月18日に開催されました国の文化審議会分科会の審議・議決を受けて重要文化財に指定するように文部科学大臣に答申を行います。その中に三好市西祖谷山村の「徳善家住宅」が新規、三好市東祖谷の「木村家住宅隠居屋」が追加指定されることを報告いたします。

正確な指定年月日は官報告示をもって指定日となりますので、来年2月以降になる予定です。また報告の方をさせていただきたいと思っております。

◆竹内教育長

その他ございますか。

◆竹内教育長

それでは他にないようでしたら、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年三好市教育委員会11月定例会を閉会いたします。お世話になりました。